

別記

運送部

一、給料ヲ左ノ如ク支給サレタシ
運輸手

(1) 最底給料 甲種九十五系 乙種七十五系

(2) 甲乙ヲ通シテ現在最底給料ヲ支給セラレ居ルモノ拾系増額ノコト
助手

(3) 現在給料ヲ四拾系増給ノコト

(4) 免許証ヲ交附サレタル場合ハ直ラニ運輸手ニ採用ノコト
二、日給ヲ月給ニ改正スルコト

三、昇給率ヲ左ノ如ク制定セラレタシ

一、甲、乙運輸手、助手ヲ通シテ半年毎に三系増給ノコト(但し無俸令者ニ直ラニ交附^(持令)ノコト
四、運輸手番ヲ左ノ如ク支給セラレタシ

一、運輸手八回ニ付十銭支給 只助手八回ニ付五銭支給

八、居残運輸手助手共に五割増支給
五、賞与ヲ左記ノ如ク支給セラレタシ

一、運輸手助手共に本給ノ二十五割ヲ年二期ニ分テ支給ノコト